

会議記録			
会議の名称	議会運営委員会		会議場所 全員協議会室
			担当職員 小野
日 時	令和7年10月14日（火曜日）		開議 午後 1時30分
			閉議 午後 4時37分
出席委員	◎平本 ○松山 小林 富谷 三上 木村 福井 <小川議長、大塚副議長>		
執行機関 出席者			
事務局 出席者	吉田事務局長、小川次長、小野議事調査係長、上西主査、田中主事		
傍聴 可	市民0名	報道関係者0名	議員7名（大西、林、竹内、梅本、山本、土岐）

会議の概要

10:00

[平本委員長 開議]
[事務局長 日程説明]

1 議会活性化の検討について

<平本委員長>

これまで検討してきた議会活性化の取り組みについて内容を決定したい。始めに事務局から進め方などについて説明願う。

[議事調査係長 説明]

<平本委員長>

広報広聴会議など別の会議で検討を要する事項については、次回までに会議を開催し、最終的な内容を次回の議会活性化の検討時に決定していきたい。そのような進め方でよいか。

一全員了

項目No.1 定期的な子ども議会並びに中高生議会の開催 【住民参画】

<議事調査係長>

検討事項として、実施するかどうか、議長主導の主権者教育で実施するかなど最終的な位置づけなどについて確認をお願いする。また、実施方法は理事者の出席も含め、過去と同様の形でよいか決定していただきたい。過去の例では、いずれの会議にも理事者が出席し、高校生議会や中学生議会では理事者が答弁を行い、閉会後に議員と生徒で意見交換が行われている。定期的に実施するかについては、教育委員会との調整が必要である。年間指導計画の都合上、令和9年度からの実施になる可能性がある。新規事業を行うためには、校園長会議などでスケジュールや事業概要、子どもの選出方法などを事前に示す必要があり、令和8年度の年間指導計画に加え

ることはハードルが高いと思われる。

＜平本委員長＞

前回の会議では、議会形式や意見交換形式など実施方法について様々な意見があつたが、基本的には実施する方向でよいか。

＜福井委員＞

前回の議論では、ぜひ中学生議会を実施したいとの意見があった。高校生については、疑似体験ではなく、テーマを絞った「わがまちトーク」に近い形での意見交換がよい。小学生については、子ども議場見学会で積極的に質問をされており、保護者もアンケートで「今回参加したことで初めて知ったことが多い、傍聴に行ってみたい。」との意見もいただいており、子どもへの効果だけではなく、保護者にも十分な成果が出ているため、この形でよいと思う。中学校には議場での質問を経験させ、高校ではテーマごとの意見交換を行うという形で、毎年できなくとも、できるだけ間隔を開けずに実施してはどうか。

＜富谷委員＞

主権者教育の面からも、小・中学校はこれまでと同様の形で実施してはどうか。高校生議会について、議会形式か意見交換とするかは、学校側の意見を聞いて決めるべきである。子ども議会については、子ども議場見学会が充実してきているため、その形で継続し様子を見てもよいと思う。

＜三上委員＞

実施することに異論はない。ただし、準備が大変なため、子ども議会は毎年、中学生議会・高校生議会は隔年とするのがよいと思う。理事者に対し議場で質問することは学校で経験できないため、中学生議会は、議場で経験してほしいという思いがある。

＜木村委員＞

子ども議場見学会は土曜日に実施している。中学生議会については、一般質問のような形で質問と答弁を行う議会形式でもよいと思う。学校で実施する方が、生徒の時間的な負担は少ないかもしれない。

＜平本委員長＞

子ども議会については、広報広聴会議の協力を得て、子ども議場見学会として毎年継続して実施することで決定したい。中学生議会・高校生議会については、実施に向けて、学校との協議・調整の上で形態や頻度を柔軟に決定し、可能な限り継続して実施することで決定する。中学生議会は議会形式を基本とし、高校生議会はわがまちトークや意見交換会のような形式で実施することを基本とすることをよいか。
—全員了—

＜平本委員長＞

議長主導の主権者教育として位置づけるのかどうかについては、子ども議場見学会と高校生議会はイベント的に実施、中学生議会は議長主導の主権者教育という位置づけで実施するということを確認した。

項目No.2 議場コンサート導入（市制施行70周年記念）【住民参画】

〈平本委員長〉

市制施行70周年記念のイベントとしてのコンサートは行わないことで決定したい。また、議場を開放するという観点から、実施の是非や方法について意見をいただきたい。

〈福井委員〉

議場を開放すること自体には賛成である。しかし、議場を貸してほしいと言われた場合にどのように対応するのか。ルールがないため、今後議会として検討すべきである。70周年記念の議場コンサートは見合せた方がよいと考える。

〈富谷委員〉

議場をより市民に親しみやすくするという方向性については賛成である。しかし、養生の問題や予算がかかるなどを踏まえると難しい部分があるため、今後はコンサートに限定せず議場の開放について継続して検討したい。

〈平本委員長〉

一定のルールを設けた上で、議場を開放する方向で検討を継続していくこと でよいか。

〈小林委員〉

他市の事例や、コンサートなど実施時の観客の人数制限や管理方法などを調査する必要があると考える。

〈平本委員長〉

開放する方向で、今後も検討を継続していくこととしたいがよいか。

—全員了—

項目No.11 議会モニター制度の充実と効果的な運用 【機能強化】

〈平本委員長〉

モニター同士の意見交換は既に実施されており、議会との関係も深まっている。現状の運用について意見をいただきたい。

〈三上委員〉

亀岡市議会モニター設置規程では、議会傍聴や意見提出、公式なモニター会議への出席が役割として定められており、既に自発的な非公式の意見交換会は行われているが、公式なモニター会議を年何回行うのか規定では決まっていないため、何回開催するべきかなどを決定する必要がある。また、現在のモニター制度は、幹事長であり広報広聴会議副委員長である私が便宜的に世話を担っているが、来年度以降は広報広聴会議委員長など、担当を明確に決め、体制を整備する必要があると考える。

＜木村委昌＞

モニターミーティングの回数を決めるのにモニターの意見は聞かなくてよいのか。

<三上委員>

議会モニターを募集する際には、事務局から会議への出席などについて説明しており、それを承諾して引き受けていただいているため、出席を依頼すれば来ていただかないといけないと思う。

<平本委員長>

議会モニターは幹事会で取り扱うため、モニターの自主的な意見交換の場に幹事会メンバーが参加し、モニターから意見を吸い上げるような機会をもつのもよいかもしない。

<富谷委員>

意見交換会は、3月議会の議会運営委員会で実施したような、参考人として緊張感をもって発言していただく形ではなく、自主的に自由に意見を言っていただく場として重要な役割があると考える。その場の意見は誰かが集約し幹事会で共有するような形が一番よいと考える。議員が多数参加するとモニターが萎縮する可能性もあるため、意見が出やすい場を提供するべきである。

<松山副委員長>

今年度、6月議会が終わった後にモニターが自主的な意見交換会を実施された。その内容と経過については、当日参加していただいた三上委員が幹事会で便宜上情報共有していただいたが、これは本来議長から情報共有していただくものである。こういったことも含めて検討していく必要があると考える。

<平本委員長>

任意の会議ではあるが、議員も会議への参加あるいは傍聴をしてもよいと考えるかどうか。

<三上委員>

任意の会議なので、無理をして参加する必要はないと思う。任意の会議には出席しないというモニターもおられ、全員がそろうわけではない。その理由として、モニターにも2つの考えがあり、モニターとして意見を1つにまとめて総意として議会に意見を言う方がよいのではないかという方と、それぞれ感性も個性も違うため、自分が思うことをモニター個人として言いたいため、意見をまとめようとする会議には出席したくないという方もおられる。モニターが議員に意見を言いたいというような要望があれば、何回でも公式のモニター会議を開催すればよいと思う。現時点でののような要望はないが、公式のモニター会議を2回と決める必要はなく、必要に応じて開催する必要はあると考える。

<福井委員>

議会モニターは幹事会で取り扱うことは決まったが、議長に一任するものではなく、広報広聴会議など会議体を決定しておく必要がある。

<平本委員長>

運用は充実していると考えるが、体制整備については今後検討していくべきである。

<三上委員>

議会モニター委嘱状交付式の際、広報部会委員として、たまたま議会だよりに記事を掲載するために写真を撮りに行ってはいたが、モニターミーティングの中で資料が何もないということになり、急遽、議会だよりなどの資料を集め、説明を行うことになった。その会議の中で、今後どのように連絡を取り合うかということになり、仕方なくLINEグループを作成したという経過があった。偶然、自身が幹事長であり、広報広聴会議委員であったため、議会だよりの原稿執筆の要請や議会日程のお知らせなどをを行う上で都合がよかったですということはあるが、来年度以降は、広報広聴会議委員長や広聴部会長、幹事会で議長とともに担当を決めるなど、委嘱状交付式からモニターと一緒に活動していただきたい。

＜平本委員長＞

運用は充実していると考えるが、体制整備については継続検討とし、早期に決定したいと思うがよいか。

一全員了—

項目No.1 3 監査委員の任期2年制 【機能強化】

＜議事調査係長＞

任期を2年とする方向で協議いただきたい。また、任期の表現について、任期を2年とするのか、あるいは1年交代を例としつつ2年を限度として再任を妨げないとするのか、協議いただきたい。

＜福井委員＞

任期は2年でよいと思う。監査委員は議会が推薦し市長が任命するものであり、任期について根本的に考える必要がある。

＜三上委員＞

2年経験しないと仕事が成し立たなければ、2年とすることは賛成である。ただし、1年経過したときに、その人の的確性などを見て議会の承認・再任を判断するため、任期を1年として再任を妨げないという表現とした方が、議会の是正作用となるのではないか。

＜富谷委員＞

業務的に1年では分からず、2年は必要だと感じた。本人にやりたいという気持ちがあるにも関わらず、それを阻止されるというようなことがないよう、2年と明記された方がよいと考える。

＜平本委員長＞

業務的な難しさから2年は必要である。不適格性や病気による辞任は2年任期でも可能である。委員の意見を集約した結果、任期を2年とすることで決定したいと思うがよいか。

一全員了—

項目No.1 4 議会ハラスメント条例の制定 【機能強化】

<議事調査係長>

職員間のハラスメントは要綱で定めている。ハラスメントの定義は、流動的に変わるという点で、要綱の方が柔軟に対応できるが、議会として市民に意思表明するために条例とすることも選択肢である。

<富谷委員>

議員同士、議員と職員間のハラスメント防止は必要であり、啓発にもなるため、条例制定に向けて進めるべきである。

<小林委員>

ハラスメントの定義を条例などで明確にすること、また被害者への救済も必要であることから、条例制定の方向で進めるべきである。

<三上委員>

ハラスメントの定義が流動的であることを踏まえると、職員間の要綱の内容では定義が不十分である。一方で第三者委員会を設けるなどの仕組みは参考になると考える。

<平本委員長>

12月議会での制定に向けて準備を進めており、これまでの議論を踏まえ、12月議会で制定することとしたいがよいか。

一全員了—

<休憩 15：17 ~ 15：25 >

項目No.15 特別委員会の充実 【機能強化】

<松山副委員長>

市民から公共交通に対する様々な要望などを聞いている。今後は、公共交通対策特別委員会の中で、福祉などを含めた多面的な視点で議論を進めていくべきではないか。

<三上委員>

公共交通問題が解決しないことが問題である。特別委員会は、タクシーや福祉の視点も含め、地域公共交通計画に対してどのようにすべきかを話し合うべきである。機能強化とは、必要に応じて福祉や教育の関係者にも来ていただき議論することであると考える。

<平本委員長>

公共交通対策特別委員会に議論を投げかけ、福祉の観点なども含めて議論していくことで決定したいと思うがよいか。

一全員了—

項目No.18 議員定数・議員報酬 【機能強化】

<平本委員長>

報酬審議会の答申を受けて、どのようにするかということも含め、議員定数と議員報酬について取扱いを決定したい。

＜福井委員＞

報酬審議会に関する事項については、議員提案議案ではなく、執行部から議案として提出されるため、それを受け入れることとしてはどうか。議員定数や議員報酬の議論については、特別委員会を設置して行うべきではないか。

＜事務局長＞

人事課から、議員も含め報酬審議会に係る特別職の報酬に関する議案については、執行部から提案するという説明であったが、期末手当も併せて改正する場合、期末手当の部分は執行部が提案する議案とは関係がなく、同じ条例の中にある報酬審議会の部分を執行部が、期末手当の部分を議会が提案するということができないため、総じて議員提案議案となる。

＜平本委員長＞

結論として、議員提案議案になったということか。

＜事務局長＞

そのとおりである。

＜平本委員長＞

議員提案議案になったということで前提がひっくり返ってしまった。この件について、それぞれの考えがあることは前から存じ上げているが、この場で議論しても仕方がないので、ここでは聞き置く程度とする。今後、議員定数・議員報酬について検討していくのかどうかについて議論していただきたい。

＜三上委員＞

資料に前回までの意見として、「17期では、定数と報酬の増減を併せて検討するべきとしていたが」との表記があるが、私はそのように認識していない。そのような意見があったことは承知しているが、全体の意見として合意したつもりはない。報酬と定数をセットで議論するべきであるという根拠を示していただけるならそれでもよいと思う。これまで、行財政改革を行った時のように、総人件費を抑制・カットするという話の中で、議員報酬を増やすのであれば議員定数を減らさないと説明責任が果たせないといった議員報酬と議員定数を1つのセットとして議論されることはよくあった。しかし、私の会派はそのような立場をとっていないこともあり、私としても議論する中で定数を増減する必要があるのであれば、それでもよいと考えているが、先ほど申し上げたとおり、必ずセットでなくてはいけないというものではないと認識している。

＜福井委員＞

セットで考えるかどうかということも含めて特別委員会を設置して、その中で議論していくべきだと考えている。話が戻って大変申し訳ないが、今回、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、議員提案議案になるのであれば、12月に提案する必要がなくなってしまった。全員の総意で12月議会に提案しよ

うということであれば問題はないが、以前に改正時期を遅らせてはどうかという意見があったので、議論する必要が出てきた。

＜平本委員長＞

今、この場で初めて聞いた情報であり、各会派で話ができるないまま議論するのか。

＜福井委員＞

いつまでに結論が出れば間に合うのか。

＜事務局長＞

11月末までに方向性が決まれば対応できると考える。

＜小川議長＞

当初、執行部提案と申し上げていたが、議員提案になったということを訂正しなければならないと思い、この場で事務局から説明していただいた。このことについては、幹事会で協議させていただきたいと思っており、今日は議会活性化の取組として議員報酬・議員定数について検討していただきたい。

＜福井委員＞

確認するが、12月議会で期末手当を改正するのであれば議員提案議案となり、そのことによって報酬審議会に係る内容も議員提案議案とすることになった。報酬審議会に係る内容を先延ばしにするのであれば、議員提案にはできないということでしょうか。

＜事務局長＞

12月議会の内容は、そのとおりである。執行部は、報酬審議会の内容を12月議会で改正するが、議会が改正を先延ばしにした場合、執行部と改正時期がずれるため、議員提案議案となる。

＜福井委員＞

12月議会に条例改正する場合、期末手当を改正することによって議員提案議案となる理由がわからない。

＜事務局長＞

1つの条例に対して議案は1つであるため、一部を執行部が改正、一部を議会が改正することができないためである。

＜福井委員＞

根拠になる条例が1つであるために議員提案議案となるということを理解した。

＜松山副委員長＞

三上委員から17期の話が出ていたが、令和6年10月31日に開催された議会運営委員会、議会基本条例の検証及び見直しの中で、議員定数と議員報酬をセットで協議してはどうかという話があり、その場にいた委員からはそう在るべきだと合意形成が図られており、それに基づいて資料が作成されたのだと思う。

＜平本委員長＞

議員定数と議員報酬が必ずしもセットではないが、そういった選択肢も含めて検討

してはどうかと思うが、意見はあるか。

<福井委員>

この項目は早期検討項目であるが、報酬審議会の関係があるので、早期検討項目としたものである。そのために話が戻らざるを得なかった。議員定数・議員報酬について、報酬や議員定数が適正なのかどうかは、議会運営委員会で決めるることはできないと思う。そのことに特化した特別委員会を設置して協議する必要があると考える。

<平本委員長>

検討を継続し、必要に応じて特別委員会の設置も検討することでよいか。

<福井委員>

会派に持ち返ると会派の色が出てしまう。議員個人で様々な考え方があるので、無記名でアンケートを実施してはどうか。それを基に議会運営委員会で協議して特別委員会の設置などを検討してはどうか。協議するにしてもワンクッションが必要ではないか。

<平本委員長>

事務局に伺うが、今期に特別委員会を設置するべきか。

<議事調査係長>

設置するかどうかは議会運営委員会の中で決定していただければどうかと考えるが、来年度に結論を出さなければならぬものではないため、18期で特別委員会を設置してもよいし、19期に継続して設置について協議してもよいと思う。アンケートを実施するとなれば、準備・集計に時間がかかるため、議会活性化の取組の検討後のことになるが、どこかの時点でそのようなことを検討していただければと思う。

<木村委員>

事務局に伺いたいが、選挙は再来年の1月であるが、定数はいつまでに決定しなければならないのか。

<議事調査係長>

センシティブな内容であるため、この場で回答することはできない。

<木村委員>

せっかく検討したのに間に合わないということになってはいけないので、慎重に進める必要がある。

<平本委員長>

様々な意見をいただいたが、引き続き検討を継続していくことでよいか。

—全員了—

項目No.23 卒・入学式の出席 【その他】

<小川議長>

教育長と話し合った結果、来年3月の卒業式から、地元選出の議員には出席の案内

状を送付することになった。祝文は基本的に打たない。

<平本委員長>

案内状が届いたところに関しては出席しても問題ない。自ら案内状を求めたり、案内状がないところに出席することは控えていただきたい。教育長の判断によるもので、このルールで統一したい。

<三上委員>

議長がどのように教育長に働きかけられたかは分からぬが、前回、私は真っ向から反論する意見を言いました。コロナだったということもあるが、子どもファーストの中で、各校長も式典をできるだけ縮小していきたいという思いがある中で、案内を出さないという英断を下され、私はその流れを尊重するべきだと思っていた。議長がどのように教育長に発言され、対応が変わってしまったのかわからぬが、これは納得がいかない。前回も言ったとおり、現場では、案内状の発送、来賓控室の用意、お茶出し、会場の席の準備などをしなければならない。本当にそのようなことが必要なのかというところに疑問がある。教育長がどれだけ現場の意を酌んで、議長がどのように話をしたかわからぬが釈然としない。篠町の議員は、式典に行かないと決めている。

<平本委員長>

議長に確認したいが、教育長が変わられても同じ対応をしていくことによいのか。

<小川議長>

教育長に対して聞きに行ったので、今年や来年だけということはないと思う。コロナ前の状況や現状を踏まえた上で判断されたのだと思う。

<福井委員>

出席することになっても、お礼状は不要であるということを議長から教育長に伝えいただきたい。

<松山副委員長>

教育長は、各校園長の意見を踏まえて判断されたという認識でよいか。

<小川議長>

教育長は過去の経過もご存知であり、その上での判断であると認識している。

<平本委員長>

案内を出していただいたところについては、基本的に出席していただいて構わない。その上で、出席するかどうかについては、各議員の判断に任せる。案内が届いてないところに出席することは差し控えていただきたいということで、これ以上検討する必要はないと思うので、この項目については検討を終了したいがよいか。

一全員了—

<平本委員長>

以上で、議会活性化の取組の検討は終了する。ここで改めて報酬審議会及び期末手当の取扱いについて協議したい。事務局から説明願う。

<事務局長>

これまで報酬審議会の結果が出てから、どのように対応していくかということについて議論していただいてきたが、これは議員提案議案ではなく、執行部提案議案となることを前提としたものである。9月末に開催された幹事会においては、「10月早々に執行部が議案を作らなければならないため時間がない。執行部と足並みをそろえて令和8年1月から答申どおり改正する。」という方向性を出していただいた。ここでは、議員提案議案とするのであれば協議を行う時間が設けられるが、執行部提案とするのであれば時間がないということが、報酬審議会の答申に対する対応の判断材料になっていたと思う。当初は、人事課が「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例と併せて議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例も改正する。」とのことであったため、9月に開催された幹事長会では、議員提案議案ではないと説明させていただいた。ところが、先週の木曜日に人事課から連絡があり、議員の期末手当については、これまで人事院勧告の内容に準じてきたところであり、今回も国の閣議決定を受けて、亀岡市議会議員の期末手当をどのようにしていくかという議論になると思うが、同じ条例の中で、報酬審議会関連で執行部が改正しようとしている部分と期末手当の関連で議会が改正しようとする部分を分けて議案にすることはできないため、併せて改正するのであれば、議会提案議案となるという説明であった。そのような経過があり、当初説明していた執行部提案ではなく、議員提案議案となったことを報告させていただく。

<三上委員>

期末手当の内容を12月議会で改正しないということになれば、報酬部分の議案を執行部が提案することになるのか。

<議事調査係長>

そのとおりである。

<平本委員長>

この内容については、会派に持ち返り検討願う。

2 その他

(1) 総務文教・環境市民厚生常任委員会協議会について

[議事調査係長 説明]

<平本委員長>

環境市民厚生常任委員会の土岐委員長から発言の申し出があるが、認めることとしてよいか。

一全員了—

<平本委員長>

発言を認めることとする。

<土岐環境市民厚生常任委員長>

これまでヤングケアラーに関する取組は、こども未来部が主導して、状況改善に向けた施策を進めてこられたが、実際にケアを行っている子どもたちの日常生活や通学している学校での状況は、学校や教育委員会が観察・情報収集されている。今後は、子どもを中心として、学校の内外に関わらず、それぞれの部署が持っている情報を共有し、所管を超えて重層的な取組を進めていくことが重要になる。それを踏まえて、ヤングケアラーの取組を総括的に進めているこども未来部と教育現場での状況を把握している教育委員会、それを所管している総務文教常任委員会と環境市民厚生常任委員会で、相互の立場から現状や課題についての意見を交換し、具体的な施策の方向性を確認するために、合同協議会を開催してはどうかと考える。

<平本委員長>

この場に総務文教常任委員会の竹内委員長がおられるので、総務文教常任委員会の立場から、このことについて何か意見はあるか。

<竹内総務文教常任委員長>

総務文教常任委員会としても、教育の視点から早期に環境市民厚生常任委員会と合同で連携し、重層的な支援に取り組むべきと考えていたため、合同協議会の開催に賛同する。

<平本委員長>

両委員長の意見に基づき、合同協議会の実施を決定したいと思うがどうか。

一全員了—

(2) わがまちトークについて

<平本委員長>

広報広聴会議の木村委員長から発言の申し出があるが、認めることとしてよいか。

一全員了—

<平本委員長>

発言を認めることとする。

<木村広報広聴会議委員長>

今年度も市民と議員が気軽に意見交換できる場として、わがまちトークを計4回実施する予定である。日程は10月15日、11月5日、11月7日、11月10日である。広報広聴会議委員を中心として実施する。録音は行わず、記録は模造紙や付箋、マッキーなどを使用する形で実施する。

<平本委員長>

ご承知願う。

(3) 今後の委員会等の日程

[事務局長 説明]

<平本委員長>

レジュメ記載のとおり確認願う。

一全員了—

散会 16:37